第１１９回東海市長会臨時総会

決　　議

平成２６年１０月２２日

東　海　市　長　会

決議第１号

人口減少問題の克服と地方活性化に関する決議

長年にわたり都市自治体では、結婚から出産、育児、保育、教育に至るまで、きめ細かな子育て支援に取り組んできた。しかし、これら都市自治体の施策・投資努力にも関わらず、若者の多くが、継年的に東京都市圏に流出し、今日の人口減少社会と地方の疲弊化を招いてきた。

一方、我が国の子供の貧困率は過去最悪となるなど、景気の低迷や厳しい雇用環境等を背景に、子育てに要する経済的負担の重さが改めて浮き彫りになっている。

このような中、人口減少問題を克服し、地方の活性化を図るには、東京一極集中を是正するとともに、子育て世代の負担軽減、雇用環境の改善、地方分権改革の推進等、抜本的かつ総合的な対策が必要である。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．抜本的な対策の推進について

⑴ 国と地方の十分な協議のもと、抜本的かつ総合的な人口減少対策を講じるとともに、都市自治体が自らの発案で少子化対策や活性化策を実施できるよう、土地利用規制の権限移譲など、分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。

⑵ 東京一極集中を是正するため、地方への企業立地や定住化促進、地方大学教育等の充実など実効性ある対策を多角的に推進するとともに、地震などの大災害に備え、首都機能移転の審議再開も含め、行政、企業等の施設・機能の移転分散化対策を講じること。

２．少子化対策について

⑴ 子育て世代の経済的負担を軽減するため、既に都市自治体が実施している子ども医療費無料化などの各種支援制度について、自治体間の格差が生じないよう、国の責任において制度化するとともに、ライフステージに対応した切れ目のない負担軽減策を講じること。

⑵ 保育をはじめ、放課後児童対策並びにベビーシッターなど多様な子育てサービスについて、安全・安心かつ利用しやすい環境を確保するため、施設整備、運営、人材確保等に積極的な措置を講じること。

(3) 産科医、小児科医をはじめとする医師、看護師等の不足及び地域間等の医師偏在を解消するとともに、救急医療や周産期医療体制の整備充実を図ること。

(4) 商工・農林水産業など地方産業の活性化及び雇用対策を拡充する一方、ワーク・ライフ・バランスの推進、育児・介護との両立支援など雇用環境の改善を促進すること。

(5) 子育て家庭が孤立することのないよう、相談窓口を充実するとともに、少子化対策に関する国民の理解と共感を醸成し、社会全体で子供の健全育成を支える環境づくりを推進すること。

３．地方活性化について

(1) 環境分野を通じた地方活性化や災害時も含めた自立・分散型の電力確保等のため、都市自治体における再生可能エネルギー発電施設や利活用システムの導入に係る支援制度の拡充及び売電収入の使途の拡大等を推進すること。

(2) 外国人観光客の誘致促進及び受け入れ体制を強化するとともに、広域観光等の戦略的情報発信及び観光振興策に対する支援を拡充すること。また、今年度に廃止又は縮小された高速道路の割引制度を、従前の割引率に復元すること。

(3) 国策として今後増加が見込まれる外国人労働者等が、ともに安全・安心して暮らすことのできる多文化共生の地域社会づくりを推進するため、国の責任においてあらかじめ所要の措置を講じること。

(4) 住民の生活交通の利便性を向上し、定住化及び地域間の交流・連携を促進するため、交通網の整備並びに公共交通施策等を充実強化すること。

(5) 地域格差の解消及び地方活性化策として、福祉・教育・防災をはじめ様々な分野におけるＩＣＴの利活用について、支援制度を充実強化すること。

(6) 労働者の不足に加え、東日本大震災復興事業や東京五輪の施設建設等の影響を受け、地方の公共事業に遅延や工事費の高騰などが生じていることを踏まえ、補助単価・補助率・補助要件の拡充及び補助金や交付金の満額交付並びに合併特例債の適用期間の延長など、所要の措置を講じること。

(7) 人口減少に伴い都市自治体の税収入の減少が中長期的に見込まれることから、恒久的かつ安定的な地方財源を充実・確保するとともに、公共サービス等の協働の担い手として住民、ＮＰＯ、企業等の参画を促進するため、寄付に伴う税制上の優遇措置の拡充や法整備など、所要の措置を講じること。

以上決議する。

平成２６年１０月２２日

東　海　市　長　会

決議第２号

地震・津波・火山噴火等防災対策の充実強化に関する決議

東海・東南海・南海の「南海トラフ」の巨大地震は、強い揺れと巨大な津波の発生により、過去に例を見ないほど甚大な被害が予想され、都市自治体においては、現在、様々な防災・減災対策の充実・強化を図っているところである。

また、近年、大型化する台風や猛烈な集中豪雨、竜巻、大雪などにより、各地に甚大な被害が生じており、さらには、御嶽山の火山噴火に伴う被害の発生に加え、富士山においても噴火による火山災害の発生が広範囲で予想されている。これらの災害から、国民の生命と財産を守り、災害に強いまちづくりを推進するために、国と都市自治体は、早急に公共施設・都市基盤の耐震化や強靭化、住民一人ひとりの防災力の向上など、ハード面・ソフト面の防災・減災対策をより一層進めていかなければならない。

よって、国においては、下記の事項について迅速かつ万全の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮の上、南海トラフ地震防災対策推進基本計画などの諸計画について、着実に推進すること。

２．東海地震による災害から住民の生命と財産の安全を確保するための地震対策事業については、今後実施すべき事業が数多く残されており、迅速かつ的確に地震対策を進める必要があることから、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を延長すること。

３．都市自治体が取り組む、教育・文化施設、上下水道、道路橋梁、河川、港湾などの公共施設や都市基盤施設の耐震化や強靭化事業、さらには、民間住宅等の耐震化促進事業や砂防対策等、防災・減災に係る諸事業に対して、事業推進を図るとともに、財源措置を拡充・強化すること。

４．津波対策として、企業や住宅等の移転を促進するため、土地利用の規制緩和など地域の実情に応じた法令を整備すること。

５．平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において早期に整備すること。

６．御嶽山の噴火を踏まえ、観測予知及び情報発信等の火山防災体制について、充実強化を図ること。

７．富士山の噴火に伴い、広域の被災が想定されていることから、噴火活動観測

時において、国等関係機関が連携した早期の現地対策本部を設置し、避難者が広域避難できるよう避難先の確保や、高速道路を活用した避難体制を整備する等の火山防災対策を講じること。

8．被災自治体の支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の都市自治体間の支援に係る仕組みの確立と財政措置を講じること。

以上決議する。

平成２６年１０月２２日

東　海　市　長　会

決議第３号

都市行財政の充実強化に関する決議

都市自治体は、急速に進む少子高齢社会への対応や防災・減災対策とともに、近年は特に社会インフラの老朽化対策など喫緊の課題に取り組んでおり、これらの経費の増加によって恒常的な財源不足に陥っている。

国は、地方の発意を活かした分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進するとともに、住民に最も身近な都市自治体が、自主的かつ自律的な行財政運営が行えるよう、自由度が高く安定した地方税財源の増額確保を図るべきである。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．地方行財政をはじめ地方に影響を及ぼす重要な課題については、「国と地方の協議の場」の適切な運営のもとに、十分な議論を経て決定すること。

２．地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国と地方の税源配分比率が５対５となるよう見直すこと。

３．年々急増、多様化する地方の財政需要に迅速かつ的確に対応するため、地方税、地方交付税、地方譲与税等、地方の一般財源総額を増額確保するとともに、安定的で、都市自治体間で均衡がとれた地方税体系を構築すること。

４．都市自治体の行政運営に必要な財政需要を的確に地方財政計画に反映させるとともに、国税５税の法定率の引き上げなどにより臨時財政対策債の縮減を図ったうえで地方交付税総額を増額確保すること。また、地方交付税本来の趣旨にのっとり、適切な算定配分を行うこと。

５．法人住民税は市町村の基幹税源であり、法人実効税率を引き下げる場合は地方交付税原資の減収分を含め、必ず安定的な代替財源を確保すること。また、法人住民税を地方自治体間の税源の偏在是正の財源とすることは、地方分権改革の流れに逆行するものであり、かつ、地方の財源不足という根本的な問題の解決にはならないため、これ以上の国税化は行わないこと。

６．償却資産等に係る固定資産税及びゴルフ場利用税は、地方にとって重要な税財源であることから、現行制度を堅持すること。

７．社会保障・税番号制度の導入にあたり、地方公共団体への適切な情報提供を行うとともに、制度は国家的な情報基盤整備を伴うことから、新たに生ずる事務の増大やシステム構築・改修等に係る経費は、地方財政に影響を与えないよう国の責任において全額を確保すること。

以上決議する。

平成２６年１０月２２日

東　海　市　長　会